

Réforme Beauty Academy 約款

第1条（適用の範囲）

Réforme Beauty Academy 約款（以下「本約款」といいます）は、株式会社ケン商会（以下「甲」といいます）が Réforme Beauty Academy プログラム（以下「本プログラム」といいます）を利用者（以下「乙」といいます）に対して提供するにあたり、および乙が遵守すべき事項を定めたものです。乙は、本約款に同意したうえで利用の申し込みを行ったものとみなします。

第2条（契約の申し込みと成立）

乙が甲に対して所定の申込様式（書類もしくは電子申込システム）に必要事項を記載のうえ提出・送信し、乙が料金の払い込みを終えたときに、本プログラム利用の契約が成立するものといたします。

前項の形式によらずに別途契約書を締結する場合は、当該契約書に甲乙双方が調印することをもって契約が成立するものといたします。

第3条（個別契約との関係）

本プログラムの利用に関して甲乙間で個別に契約を締結する場合、個別契約の内容と本約款の内容が異なる場合は、当該個別契約が優先するものといたします。

第4条（プログラムの内容）

甲が乙に対して提供する本プログラムの内容は、次のとおりといたします。

モデル、タレント養成コース

第5条（料金・諸費用）

前条に定める本プログラムの内容に関する料金（以下「コース料金」といいます）は、内容・時間等に応じて甲が定める料金表によります。なお、当該料金には、税込表示のある場合を除き、別途消費税（地方消費税含む）がかかります。

前項と併せ、プログラム実施に伴い発生する諸費用（交通費・宿泊費等の実費）については、乙の負担となります。ただし、甲乙協議のうえ別段の定めをした場合は、この限りではありません。

第6条（支払い）

乙は、前条に関わる料金・諸費用について、甲が指定する期日までに甲指定の口座に振り込み、または所定の方法で入金するものといたします。なお、甲が指定する期日までに支払い

がない場合は、乙の都合による解約とみなし、甲は、本プログラム提供の中止等、必要な措置を講じたうえ、乙より第8条に定めるキャンセル料を申し受けます。

本約款に定める料金・諸費用の支払いに関わる手数料ならびに甲から乙に対して返金する際の手数料は、すべて乙負担となります。

ただし、甲の責に帰すべき事由により、乙が本プログラムを全く利用できない状態に陥った場合は、この限りではありません。

第7条 (キャンセル)

申込人数が最少催行人員に満たないとき、本プログラムはキャンセルとはならず、プログラムの実施日を変更させていただくこととなります。コース料金も返金されません。

また乙が本プログラムをキャンセルした場合の取扱いは、以下のとおりとします。

コース料金のお支払いまでに乙がキャンセルした場合：キャンセル料は発生いたしません。

コース料金のお支払後、お申し込み済みプログラムの開講前日までに乙がキャンセルした場合：コース料金を返金されません。止むを得ない事情によりスクールに参加できない場合は別プログラムへの振替を行います。

お申し込み済みプログラムの開講日後に乙が解約した場合：原則、コース料金は返金いたしません。

第8条 (甲による解除)

また乙に次に定める事由が生じた場合、甲は、何らの通知催告せず、直ちに本約款に基づく契約を解除できるものといたします。

法令または公序良俗に反する行為の恐れがある、もしくは、講師や他の受講生に迷惑を及ぼしスクール運営に支障をきたす恐れがあると甲が判断したとき。

自ら、または第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為をしたとき。

自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という）であることが判明したとき。

自らが、暴力団等でないことに関する相手方の調査に協力せず、または相手方に求められた資料等を提出しないとき。

所在不明、または1カ月以上にわたり連絡不能となったとき。

甲に提出・送信した、乙に関する情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。

その他、乙の甲に対する重大な過失または背信行為があったとき。

本約款に違反したとき。

その他前各号に準ずる事態が発生し、甲が止むを得ないと判断したとき。

前項に基づき契約を終了したことにより、乙もしくはその関係者に損害が生じたとしても、甲はこれによる一切の損害賠償責任を負わないものといたします。

第9条（損害賠償）

甲および乙は、自らの責により相手方に損害を与えた場合、直接かつ通常の損害に限り、相手方に対してその損害を賠償する義務を負うものとします。

第10条（権利義務の譲渡禁止）

甲および乙は、本約款に基づく契約上の地位もしくは契約から生じる権利義務の全部または一部を事前の相手方の書面による承諾なくして第三者に譲渡できないものとしたします。

第11条（委託）

甲は、前条の記載に関わらず、本約款における甲と同等の義務を負わせることにより、本プログラムの一部または全部を第三者に委託できるものとしたします。

第12条（免責事項）

甲は、天変地異・戦争・暴動・内乱その他の社会的事変、法令の制定・改変、政府による命令・処分・指導等の公権力の行使、通信回線の事故、輸送または通関等の遅延等、甲の責によらない事由による本約款の全部または一部の履行遅延もしくは履行不能について、一切その責任を負わないものとしたします。

第13条（個人情報取り扱い）

甲は、個人情報保護法および関連するその他の法令・規範を遵守するとともに、乙の同意の下に得た個人データ等の守秘されるべき情報について、個人情報保護法に基づき適切に取り扱うものとしたします。

甲は、乙より提供された個人情報について、乙本人からの問い合わせ対応、他プログラムの案内、統計資料作成の目的以外には使用いたしません。

甲は、個人情報の目的外使用、漏洩、紛失、改竄等の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることとしたします。

甲は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に乙本人の同意を得ることなく第三者へ提供することは一切行いません。なお、甲の業務を第三者に委託する場合は、当該委託先に対して必要な調査を行ったうえ、秘密を保持させるために適正な監督を行うものとしたします。

第14条（知的財産権の帰属）

本約款に基づく契約履行に伴い、甲が提供する著作物等の知的財産については、甲に帰属するものとし、甲による事前の書面の許諾を得ることなく、乙は、他の目的で使用、複製、転写または頒布することはできません。

第 15 条 (準拠法)

本約款は、日本法を準拠法といたします。

第 16 条 (管轄裁判所)

本約款に関する訴訟その他一切の法的手続きについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第 17 条 (約款の変更)

甲は、乙の承諾なく、本約款および本約款に付随する内規を変更することが出来るものといたします。

第 18 条 (契約終了時の効力)

本約款に基づく契約が期間満了、または契約解除等いかなる事由により終了した場合であっても、第 9 条 (甲による解除)、第 10 条 (損害賠償)、第 11 条 (権利義務の譲渡禁止)、第 14 条 (個人情報取り扱い)、第 15 条 (知的財産権の帰属)、第 16 条 (準拠法)、第 17 条 (管轄裁判所) および本条の規定については、なお効力を有するものといたします。

本約款に基づく契約が期間満了、または契約解除等いかなる事由により終了した場合であっても、当該契約が終了した時点で現に存在する個別契約については、当該個別契約の各当事者の義務の履行が完了するまで、なお効力は存続するものといたします。

第 19 条 (適用期日)

本約款は、2019 年 12 月 10 日より適用いたします。